

## 中心部飲食店応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い大きな影響を受けている市内中心部の飲食店の消費喚起を図るため、地域経済の回復を目的としたプレミアム率を高めた飲食店応援チケット（以下「チケット」という。）を販売する、中心部飲食店応援事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) チケット

前条の目的を達成するために、中心部飲食店応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行する中心部飲食店応援チケットをいう。

(2) 特定取引

チケットが対価の弁済手段として使用される飲食及びそれに伴う役務の提供をいう。

(3) 取扱事業者

特定取引を行い、受け取ったチケットの換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(4) 北海道スタイル 次に掲げるものをいう。

ア スタッフのマスク着用や小まめな手洗いの取組

イ スタッフの健康管理の徹底

ウ 施設内の定期的な換気

エ 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄

オ 人と人との接触機会を減らす取組

カ 咳エチケットや手洗いの呼びかけ

キ 店内での感染予防対策の周知

(5) 反社会的勢力

旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。

(チケットの発行等)

第3条 チケットは、次に定めるところにより発行する。

(1) 額面は、1枚当たり2千円とする。

(2) 販売価格は、1枚当たり1千円とする。

(3) 発行総額は1億8百万円（内プレミアム分は5千4百万円）とする。

(4) 発行期間は、令和2年8月18日から、発行総額が1億8百万円に達した日又は次条第2項に定める使用期限までとする。

(5) 販売枚数は、1回の販売につき、1人当たり4枚までとする。

(6) チケット販売場所は、実行委員会が指定した店舗及びコンビニエンスストアに設置の

情報通信端末とする。

(チケットの使用範囲等)

第4条 チケットは、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 チケットの使用期間は、令和2年8月18日から令和2年11月30日までとする。

3 チケットの使用は、1回の使用につき1人当たり2枚までとする。

4 特定取引に使用するチケットの額面は、原則、特定取引の対価を上回らなければならない。

5 チケットは、再発行、転売及び払戻しを行うことができないものとする。

6 切り離れたチケットは、無効とする。

7 チケットを使用する際は、「使用した日付」及び「使用者の氏名」をチケットに記載しなければならない。ただし、コンビニエンスストア設置の情報通信端末で発券されたものは、「使用した日付」のみとする。

(取扱事業者の要件)

第5条 取扱事業者は、経営する店舗が次の各号の要件全てに該当するものでなければならない。

(1) 対象地域 市内宮下通～8条通までの2丁目～18丁目にあるもの

(2) 対象業種 主に酒類を提供し、それに伴う料理を提供する居酒屋等や接待を伴うスナック・バー等のうち次のいずれかに該当するもの

ア 1人当たり2千円以上のコース料理や宴会料理を提供するもの

イ 1回につき1人当たり2千円以上の飲食等が見込まれるもの

(3) 新北海道スタイルを実践し、感染リスクの低減に取り組むもの

(4) 反社会的勢力でないもの

(5) 公序良俗に反する営業を行っていないもの

(取扱事業者の決定)

第6条 実行委員長は、別に定める中心部飲食店応援事業取扱事業者募集要項(以下「募集要項」という。)を明示して取扱事業者を募集し、応募した事業者を審査の上、登録の可否について決定するものとする。

(取扱事業者の責務)

第7条 取扱事業者は、募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 実行委員長は、取扱事業者が募集要項に反する行為を行ったときは、店舗及び取扱事業者の公表を行い、チケットの換金の拒否、当該取扱事業者の登録を取り消すほか、チケットの利用に当たり不正に得た金銭の返還を命ずるものとする。この場合において、取扱事業者は実行委員会に損害が生じた場合には、その損害について賠償しなければならない。

(チケットの換金手続)

第8条 実行委員長は、特定取引においてチケットが使用された場合は、取扱事業者に対し、その額面に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱事業者は、実行委員長に令和2年11月30日までの特定取引

で受け取ったチケット，売上台帳・伝票等の写し及び実行委員長が別に定める中心部飲食店応援チケット換金依頼書を提出して，額面での換金を申し出るものとする。チケットの換金期限は令和2年12月29日とする。

3 換金の方法は，取扱事業者の預金口座への入金によるものとする。ただし，実行委員長が特に必要と認めた場合は現金によることができるものとする。

4 入金は，毎月1日から15日までに換金依頼があったものについては，当月末日まで，毎月16日から末日までに換金依頼があったものについては，翌月15日までを期日とする。ただし，特定取引に疑義が生じたときはこの限りではない。

5 特定取引に疑義が生じたときは，内容の確認のほか，実地調査等を行うこととし，取扱事業者は当該調査等に協力しなければならないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は実行委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は，令和2年7月17日から施行する。